◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和3年度)

第2清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種 類 / 月	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2 月	3 月
ごみ搬入量	2094.92	2260.70	2129.40	2122.58	2091.68	2053.68	2087.42	2137.66	2263.26	1894.82	1665.44	2055.54
残 滓 搬 出 量	180	361	290	170	310	200	280	260	330	250	190	340

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1 号炉

1 - 3 77													
項目/月		4 月	5 月	6 月	7月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
測定結果の得られた日		_	_	_	_	_	_	_	_	28	27		_
燃焼室中の燃焼ガス	測定位置	_	_	_	_	_	_	_	_	912	915	_	_
温度 ℃	再燃室												
集じん器に流入する	測定位置									170	174		
燃焼ガス温度 ℃	BF入口	_	_			_		_	_	170	174	_	_
排ガス中の一酸化炭	測定位置									3	2		
素濃度 ppm	煙突入口	_	_	_	_	_	_	_	_	3	3	_	_
冷却設備及び排ガス影	受備に堆積し									常時機械式	常時機械式		
たばいじんの除去		_	_	_	_	_	_	_	_	清掃装置	清掃装置	_	_

2号炉

2 7 N																							
項目/月		4 月	5 月	6 月	7月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月										
測定結果の得られた日		17	31	30	13	31	16	29	21	_	_	15	31										
燃焼室中の燃焼ガス	測定位置	905	909	905	902	901	906	902	899			903	905										
温度 ℃	再燃室	900	909	903	902	901	900	902	699	_	_	903	903										
集じん器に流入する	測定位置	174	174	174	176	178	178	172	174			173	175										
燃焼ガス温度 ℃	BF 入口	174	174	174	170	176	178	172	1/4	_	_	1/3	173										
排ガス中の一酸化炭	測定位置	0	0	0	2	2	0	2	2	2	0	0	2	2	2		0	,	2			0	0
素濃度 ppm	煙突入口	2	3	2	ა	2	2	2	2	_	_	3	3										
冷却設備及び排ガス設備に堆積し		常時機械式			常時機械式	常時機械式																	
たばいじんの除去		清掃装置	_	_	清掃装置	清掃装置																	

- ○注:BFとはバグフィルタの略です。
- ○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で閲覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。
- ○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均再燃室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号二)

項 目 / 焼却炉	1 号 炉				測定実施回数				
試 料 採 取 位 置			煙突出口			ばい煙濃度測定回数			
試 料 採 取 月 日			1月18日	4月2日	5月12日	8月20日	10月22日	2月22日	6 回/年
ばい煙濃度測定結果の得られ	2月8日	4月28日	6月2日	9月10日	11月12日	3月15日	ダイオキシン類濃度測定回数		
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			2月9日	_	6月16日	_	11月25日	_	3 回/年
測定項目	規制基準値	単位	測 定 結 果 (酸素濃度12%換算值)						適 用 法 令
ばいじん	0.15	g/m³	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.003 未満	0.003	大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m³/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	9 未満	8 未満	8 未満	9 未満	11 未満	9 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	47	39	40	36	36	31	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m³	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	_	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	18.88	mg/m³	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	_	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m³	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	_	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng−TEQ∕m³N	0.000020	_	0.000043	_	0.000024	_	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。